

令和5年2月9日

第40回 鹿沼市都市計画審議会議事録

鹿沼市都市計画審議会

第40回鹿沼市都市計画審議会議事録

と き：令和5年2月9日（木）

午後3時00分～午後4時05分

分

と ころ：鹿沼市民文化センター1階大会議室

出席委員

1号委員

山島哲夫委員、廣田和世委員、長峰信明委員、高内良介委員

2号委員

鈴木紹平委員、梶原隆委員、鈴木毅委員、市田登委員

3号委員

細田征男委員、鈴木正光委員、渡邊正祐委員代理 野中誠警務課長

4号委員

鈴木節也委員

(計12名)

欠席委員

若林キミ委員

(計1名)

出席幹事

南雲義晴幹事、福田浩士幹事、竹澤英明幹事、高村秀樹幹事、木村正人幹事

(計5名)

事務局

福田哲也、小磯栄一、上澤均、平井光広、松本護、埴純人、塩澤孝、荒井康文、
高久和隆、川田武、原田将徳、廣田俊、竹澤一樹

(計13名)

塩澤
都市計画課長補佐

皆さま、こんにちは。
本日はお寒い中、またお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。
只今から、第40回鹿沼市都市計画審議会を開催いたします。
私は進行を務めさせていただきます、都市計画課の塩澤と申します。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それではまず初めに、資料の確認をさせていただきます。
まずは事前にお配りいたしました「次第」のほか、「資料1」、「資料2」でございます。
続きまして、本日お手元にお配りしております「席次表」、また「両面刷りの委員名簿と幹事」及び「事務局名簿」、次に、「審議会条例」、「審議会規定」、そして「諮問書の写し」でございます。不足はございませんか。
ご確認ありがとうございます。それでは次第に沿って進めてまいります。
では開催にあたりまして、山島哲夫会長よりごあいさつをいただきたいと思っております。会長、よろしくお願いいいたします。

山島会長

みなさま、こんにちは。
本日は審議事項が1点、報告事項が1点ございます。久しぶりの開催でございますが、皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。
どうぞよろしくお願いいいたします。

塩澤
都市計画課長補佐

会長、ありがとうございました。
続きまして、委員の皆さまをご紹介させていただきます。
委員名簿をご覧ください。
本審議会の委員につきましては、審議会条例第2条の規定により名簿に記載の皆さまで構成されております。
なお本日は、令和3年1月に開催した前回の審議会以降に着任されました、新任と記載のある皆さまのみのご紹介とさせていただきます。
まず1号委員の鹿沼市農業委員会、会長職務代理の廣田和世様。
同じく1号委員の鹿沼商工会議所、副会頭、長峰信明様。
次に2号委員の鹿沼市市議会議員、鈴木紹平様。
同じく2号委員の鹿沼市市議会議員、梶原隆様。
次に3号委員の鹿沼土木事務所、所長、細田征男様。
同じく3号委員の上都賀農業振興事務所、所長、鈴木正光様。
同じく3号委員の鹿沼警察署、署長、渡邊正祐様。本日は代理といたしまして警務課長の野中誠様にご出席頂いております。
なお、市職員で構成しております幹事並びに事務局につきましては、幹事、事務局名簿のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、本日の会議の成立についてですが、議席番号 13 番の若林キミ委員が欠席であります。審議会条例第 5 条第 3 項に基づく半数以上の出席が得られておりますので、成立していることをご報告いたします。

最後に、公開、及び傍聴人についてですが、審議会規定第 11 条に該当する事項はございませんので公開となっております。

なお、現在、傍聴されている方はおりません。

それでは議事に移らせていただきます。

本日は、次第に記載の「宇都宮都市計画区域内に設置する一般及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の審議 1 件と、「鹿沼市立地適正化計画の変更（予定）について」の報告 1 件でございます。

ここからは審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

山島会長、よろしく申し上げます。

山島会長

では審議に入る前に、審議会の規定の第 12 条に基づきまして、本日の議事録署名委員 2 名を選出したいと思います。

本日は、議席番号 11 番、渡邊委員の代理である野中警務課長と 12 番、鈴木節也委員をお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。

令和 5 年 1 月 6 日付で諮問がありました。宇都宮都市計画区域に設置する一般及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、説明の際は着座にてお願いいたします。

埴建築指導課長

建築指導課長の埴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宇都宮都市計画区域内に設置する一般及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

少々、説明が長くなりますがご了承ください。

ではまず、資料 1 の 2 ページ、「位置図」をご覧ください。

本案件は、位置図の中央下に示した、鹿沼市下石川地内に民間事業者が老朽化した産業廃棄物焼却施設の更新を行い、一般及び産業廃棄物の混合焼却処理施設を設置するものであり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、この敷地の位置が都市計画上支障ないかどうかをご審議いただくものです。

なお、赤で着色した箇所が対象敷地です。

まず、内容を説明する前に、本案件の手続きの必要性についてご説明いたします。

3 ページの「建築基準法第 51 条ただし書きについて」をご覧ください。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならないと規定されております。

ただし、黄色で着色した部分にありますとおり、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合」においては、この限りではないとされております。

2 行目の赤字で記載した、「その他政令で定める処理施設」ですが、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 で定める処理施設であり、本案件はここに該当するため、法第 51 条の適用を受けることになります。

続きまして、7 ページをお開き下さい。

資料の表、下段、合計の欄の右側、「前許可比較」をご覧ください。

今回の更新によって、産業廃棄物の処理能力は直前に許可した際の 1.5 倍を超えませんが、一般廃棄物の処理能力が直前に許可した際の 2.0 倍となり 1.5 倍を超えるため、本案件は一般廃棄物処理施設の緩和対象とならないことから、法第 51 条の適用を受けることになります。

この建築基準法第 51 条の適用を受ける建築物のうち、設置主体が公共団体など、公共性が高く計画的なものについては都市計画決定を行いますが、本案件のように民間事業者が設置するなど、恒久性が不確実で都市計画決定ができないものについては、ただし書きを適用することになります。

従いまして本案件は、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障ないと認めて許可した場合」に該当するため、本日の都市計画審議会におきまして、委員のみなさんのご意見をお伺いするものです。

それでは、内容の説明をいたします。

5 ページの「申請概要」をご覧ください。

まずは、申請者の概要からご説明いたします。

申請者は、サンエコサーマル株式会社。申請地は、鹿沼市下石川 737 番 54 他 6 筆で、敷地面積は 27,483.89 m²であり、施設の位置につきましては、鹿沼市の南東部に位置し、市街化を抑制する地域である市街化調整区域に指定されております。

周辺は主に平地林で覆われ、現状では当該敷地と既存集落等とは隔離された状態が保たれており、将来的に建築物等の立地が極めて低い場所であることから、本施設は、周辺の土地利用に支障がないものと考えております。

なお、本施設は、平成 7 年及び平成 18 年、平成 30 年に一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を受け、現在に至っております。

次に敷地内の施設の配置についてご説明します。

9ページをお開き下さい。

右側の「施設配置図」をご覧ください。

現在の敷地は赤の実線で囲った部分であり、面積は27,483.89㎡であります。

焼却炉については現在、平成30年に許可した一般廃棄物と産業廃棄物を同時に焼却できる混焼方式の焼却炉と、平成7年に許可した産業廃棄物専用の焼却炉、合計2基の焼却炉がありますが、産業廃棄物専用の焼却炉は、稼働後25年以上経過し、老朽化による処理能力の大幅な低下や設備の不具合が頻繁に発生し、それに伴う緊急停止が近年増加しているなど、安全性、安定性が懸念されております。

よって、産業廃棄物専用の焼却炉の設備の一部を更新し、平成30年に許可した一般廃棄物と産業廃棄物を同時に焼却できる混焼方式の焼却炉と同様の焼却炉とするため、改めて建築基準法第51条ただし書きの許可を取得しようとするものであります。

なお、産業廃棄物専用の焼却炉は今回の更新により、産業廃棄物も一般廃棄物も焼却できる混焼方式の焼却炉になるため、一方の炉が定期点検又は故障した場合であっても安定した廃棄物処理が行えることとなります。

また、災害等の緊急事態の発生時においても、被災を受けた自治体等の要請に応じて安定した廃棄物処理が行えることが期待できます。

10ページをお開きください。

「処理工程図」になりますが、上段の灰色で着色した部分が平成30年に新設した混焼焼却施設、下段の赤色で着色した部分が今回更新する焼却施設です。

なお、赤字で示した部分が更新を行う部分です。

搬入された廃棄物は焼却施設で焼却処理を行いますが、焼却処理に伴い発生する熱は発電設備に、燃え殻、ばいじんは搬出され再生骨材等にリサイクル、又は埋め立て処分されます。

続きまして、「処理能力」についてご説明します。

7ページをお開きください。

処理種別による処理量として、表の上から既存施設、更新施設、合計と一覧で示しております。

処理品目ごとの処理量が記載してありますが、これはその処理品目だけを24時間焼却し続けた場合の処理量です。

たとえば既存施設の一番上、廃プラスチック類だけを焼却した場合は、1日当たり合計111.91t処理できるということになります。

既存施設の1日当たり最も処理できる品目は、上から5番目の動植物性残渣257.26tです。

更新施設の更新後の1日当たり最も処理できる品目は既存施設と同様に、上から5段目の動植物性残渣136.56tです。

動植物性残渣とは、食料品製造業、医薬品製造業などで使用した動物性や植物性の固形状の不要物で、動物や魚の皮や骨、貝殻、野菜屑、酒かす、コーヒーかすなどが挙げられます。

8ページをお開きください。

先ほど7ページの説明でお示した処理量は、その品目だけを24時間焼却し続けた場合の処理量ですが、実際の焼却は品目ごとに焼却するわけではなく、それぞれの品目が混合されて焼却されますので実際の1日当たりの能力とは異なります。

実際の処理能力としましては、処理品目ごとの混合割合を想定し計算された混焼能力となります。

まず、既存施設の混焼能力ですが、灰色で着色した混合焼却炉は、1日当たり94.99t、着色していない産業廃棄物の炉は92.67t、合計で187.66tです。

更新後の混焼能力は、赤で着色してある、今回更新する混合焼却炉が1日当たり94.99t、灰色で着色した既存の混合焼却炉は引き続き稼働しますので94.99t、合計で189.98tとなります。

更新後と比較しますと2.32tの増、現行の1.2%増となります。

続きまして、運搬経路についてご説明します。

再度9ページをお開きいただき、左上の位置図をご覧ください。

本施設への搬入搬出経路ですが、主に位置図に黄色の実線で示しました東北縦貫自動車道、主要地方道宇都宮楡木線、鹿沼市道を経由いたしまして、搬入搬出を行っており、今後においても経路に変更はありません。

この施設に至る道路のうち、最も幅員の狭い部分は敷地南側の市道ですが、最低でも6m以上の幅員を有しているとともに、一般の車両等が常時通行する路線ではないことから、交通上の支障はないものと考えております。

最後に、当該計画による周辺環境への影響についてご説明します。

11ページをお開きください。

計画にあたり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、大気質、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施したところ、いずれも基準を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えております。

また、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づき、周辺住民への説明会、隣接地所有者の同意及び下石川地区環境保全対策協議会、並びに壬生町の上田、中泉地区環境保全対策協議会と生活環境保全協定の締結がなされ、地元住民の同意も形成されております。

あわせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可の審査についても終了し、栃木県西環境森林事務所から、支障なしとの回答を得ております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては都市計画上支障ないものと考えております。

なお、最後の12ページに、現在の主な施設の現状が分かる写真を載せておりますので参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

山島会長

ありがとうございました。

ご質問ご意見があればお願いいたします。

山島会長

処理能力について、質問します。

今回は、既存の施設に近いものに更新されるものと思われませんが、処理能力の汚泥が特に少なくなっている理由についてお聞かせください。

高久建築指導係長

事業者より、実情に合わせた内容とするため、汚泥の処理能力を削減し、そのほかの数値も変更していると聞いております。

山島会長

ありがとうございます。どのあたりから受け入れを行っているかお聞かせください。

廃棄物対策係
廣田主任主事

現在、サンエコサーマルで受け入れを行っている廃棄物としては説明にもあった通り、産業廃棄物と一般廃棄物の2種類がございます。

産業廃棄物については、食品工場から出る残渣や工場から出る廃プラスチック類が主となっております。

また、一般廃棄物については、鹿沼市の焼却施設がメンテナンス期間などで燃やせない場合に一部受け入れを行っており、他市町についても同様の場合に一部受け入れを行っております。具体的な地域としては、県内の市町のほか、埼玉などの近隣自治体となります。

山島会長

宇都宮市の処理場が使用不可になった際も、受け入れを行ったのでしょうか。

廃棄物対策係
廣田主任主事

その通りです。

高内委員

騒音と振動について質問いたします。

資料1の11ページに記載のある数値については、気にならない程度と考えてよろしいのでしょうか。

- 川田環境保全係長 数値につきましては、目安として 40dB が図書館の中、50dB が室外機の音と同程度と言われております。したがって、本施設の騒音については、それほど気にならない程度と言えらると思われまます。
- 山島会長 騒音については、敷地の外で計測しているのでしょうか。
- 川田環境保全係長 その通りです。敷地の境界での測定と最寄りの家屋付近で測定を行っており、いずれも基準を満たしてあります。
- 鈴木（毅）委員 産業廃棄物や一般廃棄物などに関わる他の事業者が新規参入を計画した場合、同様の事業を行える場所が市内にあるかお聞かせください。
- 山島会長 廃棄物に関して「今後どうしていくか」、「どの程度になっていくか」ということもあるかとは思いますが、本審議内容の趣旨と少し異なるため、「その他」の際にあらためてお聞きしたいと思ひます。
- 市田委員 地域住民の同意について質問します。
どういった形で、何名を対象として同意を得たかお聞かせください。
- 高久建築指導係長 説明会については、上石川、下石川、池ノ森地区のほか、壬生町の二地区において実施したとのことだです。
具体的な参加者数については把握していませんが、下石川地区と壬生町の中泉地区の二団体と協定を結んでいる形となっております。
- 市田委員 説明会の際に、問題提起や反対意見などがあつたかお聞かせください。
- 高久建築指導係長 説明会の際の記録等を確認しましたが、反対や納得できないといった意見はございませんでした。
- 鈴木（紹）委員 処理後の保管設備について質問します。
資料 1 の 6 ページを見ると、今回の更新によって処理量が増える一方で、保管設備の容量は変わらないとのことだですが、問題がないのかお聞かせください。
- 廃棄物対策係
廣田主任主事 産業廃棄物については、受入れ量に多少の増減が考えられるものの、一般廃棄物については、市を通して協議の上で受け入れる体制となっており、処理能力の向上に伴い受入れ量がいきなり増えるといったものではございません。

高久建築指導係長	<p>補足として、今回の更新で一般廃棄物の処理量は2倍となるものの、混焼能力としては大きく変わるものではなく、原状の能力でも十分な許容量となっております。</p> <p>また、実際の処理量で換算し9.3日分の保管が可能であることから、保管設備の容量を増やす必要はないものとなっております。</p>
梶原委員	<p>更新に伴う工事について質問いたします。</p> <p>更新に伴う工事の開始時期や期間についてお聞かせください。</p>
高久建築指導係長	<p>工事の着手につきましては、令和5年4月頃を計画しているとのことです。</p> <p>工事の完了につきましては、令和5年8月を予定しており、その後試運転等を行い、令和5年10月頃に供用開始予定と伺っております。</p> <p>なお、炉の一部を改修する形となるため、大規模な工事ではないものとなっております。</p>
梶原委員	<p>改修によって、耐用年数は何年になるのかお聞かせください。</p>
高久建築指導係長	<p>設計上は20年となっておりますが、更新や修繕により20から25年を想定していると伺っております。</p>
山島会長	<p>その他にご質問はございますか。</p> <p>本案件は、既存施設の改修により能力を向上させるといった内容です。</p> <p>周辺住民からの反対意見もなく、皆様からの異論もないようですので、原案通り異存なしと決定してもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
山島会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、原案通り異存なしと答申いたします。</p> <p>続きまして、報告1、鹿沼市立地適正化計画の変更の予定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
小磯 都市計画課長	<p>都市計画課長の小磯です。</p> <p>それでは、報告事項といたしまして、来年度、委員の皆さまにご審議をお願いする予定の、鹿沼市立地適正化計画の変更についてご説明いたします。</p> <p>資料2をお開き下さい。</p> <p>まず、取組の経緯についてですが、本市では人口減少、超高齢化社会の到来</p>

を踏まえ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる持続可能な都市づくりの方針として、令和3年3月に鹿沼市立地適正化計画を策定いたしました。

一方で、頻発かつ激甚化する自然災害に対する機運の高まりを受け、立地適正化計画における防災・減災の方針となる防災指針の策定を義務付ける法律が、令和2年9月に施行されました。

そこで本市では、防災指針の策定期間について国との協議により、令和5年度までに位置付けることいたしました。

次に、計画期間及び検討エリアについてですが、防災指針は、立地適正化計画の一部であることから、記載のとおり本体計画と同じ設定でございます。

裏面をご覧ください。

次に、検討の流れ及び進捗状況についてですが、図にあります、国が示した検討フローに基づき準備を進めております。

現在、防災指針の検討と書かれた内容のうち、8-1、災害リスク分析と課題の抽出を終え、8-2、将来像、取組方針の検討、及び8-3、具体的な取組、スケジュールなどについて作業を行っております。

次に、今後の予定ですが、先ほどご説明した作業を踏まえた、たたき台を年度内に作成したのち、来年度、委員の皆さまやパブリックコメントなどでご意見を頂き、本審議会での審議を経まして、立地適正化計画の変更として、令和5年度末の公表を目指し取りまとめたいと考えております。

以上が、本取組についての概要となります。

詳細につきましては来年度、あらためましてお示しする機会を設けさせていただきますので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、本体計画であります、鹿沼市立地適正化計画につきましては、参考資料として概要版を付けさせて頂いておりますので、後ほどご一読頂ければ幸いです。

以上で事務局からの説明を終わります。

山島会長

ありがとうございました。

来年度に審議等を経て策定予定とのことですが、鹿沼市の立地適正化計画では、河川沿いへの対応が特に重要になってきます。実際、令和元年の台風19号の際も被害が発生しました。

本指針は、防災上どのような対応をしていくかが示されるものと考えております。

皆様からのご意見等があればお願いいたします。

梶原委員

検討における庁内体制について質問します。

防災指針の検討にあたっては、都市計画課だけで行っているのか、庁内横断

的に行っているかお聞かせください。

塩澤
都市計画課長補佐

庁内連携体制としては、所管は都市計画課であるものの、危機管理課と密に調整をしているほか、全庁的なワーキンググループや庁内システムを用いた議論・意見の聴取をし、現在作業を進めております。

山島会長

防災については、市全体での対応が必要になってくるので、庁内連携を踏まえた議論を引き続き進めたいと思います。

市田委員

変更内容について質問します。
立地適正化計画は5年ごとに見直すものと認識しています。
今回は変更というよりも新しく防災指針を追加するという認識でおりますが、具体的な内容についてお聞かせください。

塩澤
都市計画課長補佐

具体的な内容については、現在作業中であるため、お伝えできる状態ではございません。

なお、立地適正化計画については委員がおっしゃるとおり、おおむね5年ごとに見直しするとしております。

今回は法改正により、防災指針の「追加」が必要となりましたが、手続き上は「追加」ではなく、「変更」とすることが国から示されているため、表現として「変更」としております。

なお、本体計画である鹿沼市立地適正化計画が令和3年3月に公表されたものであるため、5年後の令和8年頃に改めて防災指針が追加された状態での見直しが想定されます。

時勢を踏まえた変更等々が生じる可能性があります。今回の様な場面で皆さまにご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

市田委員

コンパクトシティの実現には難しい問題が多々あると思いますが、将来の鹿沼市を見据え、しっかりと計画していただきたいと思います。

細田委員

立地適正化計画に防災・減災の視点を取り入れるのは、まさに今の時代に求められていることだと思います。

具体的な取組をどう盛り込むかが重要と思われるので、来年度によく議論をしていきたいと思います。

野中委員

先日、鹿沼市と鹿沼警察署で「代替施設の使用に係る協定」を結びました。非常時に警察機能がなくなるということは、あってはならないことなので、警

察署が機能を失った場合でも、警察活動を継続するための協力を引き続きお願いしたいと思います。

鈴木（正）委員

農地整備事業関連の計画地区においては、このような防災計画と連動した取組の検討が必要となります。

双方の担当部局間で十分な検討を進めていきたいと思います。

廣田委員

令和元年の台風19号の際には、市内でも多くの被害があり、将来の鹿沼のためにも防災に関する早期の対策が求められていると思います。

また、河川に砂利が溜まり浅くなることで被害が増えるのではないかと危惧しており、少しずつでも対策をしていただければと思います。

長峰委員

少子高齢化社会において、防災に関する取組は大切な施策と捉えています。安全安心に暮らせるまちづくりを目指していただきたいと思います。

山島会長

皆さまありがとうございました。

防災指針の策定にあたっては、来年度改めて議論することとなりますのでよろしくお願いたします。

それでは、次第5の「その他」に移ります。

皆様ご意見等いかがでしょうか。

鈴木（毅）委員

都市機能誘導区域における対策について質問します。

中心部地区について、先ほどお話にもありました河床の上昇などの要因から被害が発生しておりますが、県と連携した対策などがあるかお聞かせください。

また、黒川に近いエリアを都市機能委誘導区域として位置付けていることから、黒川は今後氾濫しないと想定しているのか、併せてお聞かせください。

山島会長

都市機能誘導区域は、鹿沼の中心に位置していることもあり、ここを誘導区域から外すといったことはできないと思われま。

区域の除外や氾濫しないと考えるのではなく、河川がどのような状態になったらどういった対応が必要となるか、河川の管理と対応を減災の視点から防災指針に盛り込んでいくものと考えます。

細田委員

現在、黒川のまちなかを流れる部分について、断面を広げるといった計画はございません。

部分的な拡幅は、下流部に被害を生むことにもつながる可能性があるため、拡幅ではなく土砂の撤去などの対策を実施しております。

また、災害時にどのような対応を取るかについては、行政や周辺自治会と連携を図り、避難訓練の実施やシミュレーションを行うなど、逃げ遅れの無いような取組を実施しております。

鈴木（毅）委員

ありがとうございました。

文化橋町周辺において、土嚢や止水版などを目にする機会があるため、誘導するだけでなく、災害対応も踏まえたまちづくりをしていただくよう引き続きお願いいたします。

鈴木（毅）委員

産業廃棄物関係施設の新設について質問します。

新産業団地ができ、企業局に産業廃棄物関連施設の受け入れについて質問したところ、「新産業団地では、産業廃棄物関係の施設は受け入れをしない」と聞きましたが、鹿沼市において産業廃棄物関係の事業者が新規参入する場合、どのような条件であれば許認可が下りるのかお聞かせください。

塩澤
都市計画課長補佐

新産業団地は深津地内、さつきロード沿いに計画しているものでございます。分譲状況といたしましては4区画中、2区画については募集が終わっており、残りの2区画について分譲の準備を進めていると伺っております。

また、先ほど鈴木（毅）委員からお話がありました、「新産業団地において産業廃棄物関係施設の受け入れをしない」といった話につきましては、担当部局にも確認しておりますが、そのような制限はないとのことです。

なお、都市計画上の位置付けとして、当該地の用途地域は「工業専用地域」となっておりますので、その条件を満たしたものである必要がございます。

竹澤経済部長

補足といたしまして、新産業団地につきましては、地域経済の活性化に寄与する企業で工業専用地域に立地可能な製造業などが対象となっており、おっしゃるような制限はないものと認識しておりますが、改めて確認させていただきます。

鈴木（節）委員

現在、私の地域では、地域づくりというものを進めております。

これは、空き家や空き地をどうするかなどといった具体的な事象を地図にまとめながら整理をしているものです。

そこに、防災の視点を追加した地域の指針の様なものを作成し実行しようとしているところであり、防災指針が公表となった暁には、これを踏まえた整理を行い、更なる地域おこしにつなげたいと考えております。

迅速な策定に向け引き続きよろしくお願いいたします。

山島会長

鈴木（節）委員のように、より多くの方に認知を広めていくことで本計画は

塩澤
都市計画課長補佐

さらに良いものになっていきます。

引き続きよろしく願いいたします。

その他、ご意見はないようですので本日は終了とさせていただきます。

事務局にお返しいたします。

山島会長、円滑な会の進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましても大変お疲れさまでございました。

事務局から来年度の審議会についてお知らせがございます。

現時点では、先ほどご報告させていただいた鹿沼市立地適正化計画の変更について、ご審議をお願いする予定でございます。

日程等につきましてはあらためてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

では、以上をもちまして第40回鹿沼市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

議事録を証するため署名する。

会 長 山 島 哲 夫

署名委員 野 中 誠

署名委員 鈴 木 節 也

